広島市政と市民

7月1日号　No 313

急停車されても
よい距離よい速度
毎月1・10・20日は
「市民交通安全の日」

濁り水・断水にご注意を

緑井浄水場の一部が運転を開始

配水管切替え作業日程

切替日	作業時間	地区
6月30日（月）	午後10時から翌朝午前5時まで（雨天決行）	庚午中一丁目　庚午中三・四丁目　庚午南一・二丁目　古江新町　古田町　草津新町　草津東町　草津浜町　草津本町　草津南町　井口町　舟入南三丁目～六丁目　江波東一・二丁目　江波南一丁目～三丁目　江波西一・二丁目　江波本町　江波栄町　江波沖町　江波二本松一・二丁目（高台地区では一部断水、平地部では水圧低下）
7月3日（木）	午後10時から翌朝午前4時まで（雨天順延・小雨決行）	庚午中二丁目　庚午北町二丁目　庚午町　庚午北一丁目～四丁目　高須一・二丁目　古田町　己斐町　山手町　三滝町　宇品東一丁目～七丁目　宇品西一丁目～四丁目　宇品御幸一丁目～五丁目　宇品神田一丁目～五丁目　宇品海岸一丁目～三丁目　皆実町三丁目（高台地区では一部断水、平地部では水圧低下）
7月7日（月）	午後10時から翌朝午前4時まで（雨天順延・小雨決行）	観音町　福島町　福島町一・二丁目　西観音町　東観音町　観音本町一・二丁目　南観音町　南観音一丁目～八丁目　観音新町一丁目～四丁目
7月9日（水）	午後10時から翌朝午前4時まで（雨天順延・小雨決行）	舟入南一丁目～四丁目　西川口町　舟入川口町　舟入幸町　舟入本町　舟入中町　舟入町　河原町　土橋町　小網町　堺町一・二丁目

増大する水需要に対処して、工事を急いでいた第5期水道拡張事業の中枢、緑井浄水場（安佐郡佐東町）がほぼ完成し、7月1日から一部運転を開始することになりました。これまで、夏になると水圧が低下して、一部の地区のみなさんに不自由をおかけしていましたが、この夏からは、そうした危惧も解消し水を豊富に使っていただくことができるようになります。

工事の完成に伴い、通水するための配水管の切替え作業を別表の日程で行ないます。切替え作業は、水の使用が少ない夜間に行ないますが、一部の地区では、さび水が出たり、断水したりして、ごめいわくをおかけする場合もあるかと思います。ごく一部の地区では切替え日の翌日午前中ごろまで影響する場合も予測されますので、必ず半日分ぐらいの「ため水」を用意ください。引き続いて濁り水が出る場合は、水道局管理部（電話45—3261）までご連絡ください。

いろいろごめいわくをおかけしますが、事情をおくみとりいただき、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

国民年金保険料の納付困難な人は免除を

国民年金の被保険者の中には、保険料を納めることが困難な人もあることと思います。そのような人は、保険料を免除される制度がありますから、至急手続きをしてください。

保険料を未納のままでほっておくと、年金を受けるときに、たいへん不利になりますが保険料の免除を受けた場合には、その期間も年金（3分の1相当額）が支給されることになります。

▩法定免除＝つぎのいずれかに該当する人は届を出すだけで免除になります。法定免除の期間中は年度ごとの手続きはいりません。

◇国民年金の障害年金、母子（準母子）福祉年金、障害福祉年金を受けているとき◇生活保護法による生活扶助か、らい予防法による生活援助を受けているとき◇国立らい療養所国立せきずい療養所、国立保養所に収容されているとき。

▩申請免除＝つぎのいずれかに該当する人は申請書を出してください。承認されたときは免除になります。この場合の免除期間は、その年度末までになっておりますから、年度ごとに手続きをする必要がありますから注意してください。

◇所得がないとき◇加入者やその他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき◇障害者やか婦で、年間の所得が28万円以下のとき◇保険料を納めることがいちぢるしく困難であると認められるとき。

▩手続き＝法定免除の場合は、いずれかの条件に該当するようになったときから14日以内に、申請免除の場合は、その年の4月から7月31日までに、市役所年金課か地元の各出張所へ、国民年金手帳と印鑑を持参して手続きをしてください。

この免除を受けることができる人は、国民年金の強制適用の被保険者だけで、任意加入の人は対象になりませんから、注意してください。

くわしいことは、市役所年金課（電話45—2111内線295・575）へおたずねください。

ご家族で夏まつりへ

七夕まつりと港まつり

港まつりや花火大会などで夏のひとときをお過しください。

▩七夕まつり▩

とき／7月5日（土）～7月13日（日）
ところ／市内各商店街
行事内容／各商店の店頭を、竹、吹き流し、くす玉、色紙などでかざり、七夕まつりのふん囲気を盛りあげる。

▩港まつり▩

とき／7月13（日）
ところ／第一会場＝広島港1万トン岸壁ほか
第二会場＝広島港西防波提（出島町沖）
行事内容／◇第一会場（午前9時～午後5時雨天中止）＝吹奏楽合同演奏、自衛艦の体験航海と艦内見学、ヨット競技、模型ボート競走など（午前9時～正午　雨天中止）＝写生大会◇第二会場（午後8時～同9時30分　雨天順延）＝仕かけ花火、打上げ花火

くわしいことは、広島祭委員会（市役所観光課内　電話45—2111 内線347）へおたずねください。

2・3階へは左右の階段を

市役所本庁舎改修のため

市役所では、本庁舎の増築と2・3階ロビーの改修工事を行ないますので、正面玄関から2・3階への昇降階段を8月31日まで完全に閉鎖します。このため、本庁舎2・3階にご用のある市民のみなさんには、左右の階段（会計課前と資産税第一課前）から昇降していただくことになります。

また、本庁舎の増築工事のため、現在、来庁されるみなさんの駐車場として利用していただいている中庭を、数日、作業場として使用しますので、駐車できない日があり、ご不便をおかけすることがあると思います。

市民のみなさんには、たいへんごめいわくをおかけしますが、しばらくのあいだごしんぼういただき、ご協力をお願いします。

◇　◇　◇

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和44年7月1日

募集

競輪臨時従事員

資格／満45歳未満の健康な女性
募集人員／約20名
給与／基本給 550円（ただし、試用期間3か月 500円）、皆勤手当1日当り 200円、ほかに繁忙手当、記録手当、特別手当があります
勤務時間／午前10時30分～午後5時
勤務日数／1開催（1か月当り）6日間
面接日時・場所／土・日曜日をのぞく午前9時から午後4時まで。競輪事務局（宇品海岸通り三丁目6番　電話51—4530）で。

投票業務関係のほか、場内警備や場内清掃関係の臨時従事員も募集していますので、くわしくは、同事務局へおたずねください。

水道料金集金受託者

募集人員／若干名
応募資格／①満25歳以上で、身心ともに健康な人②連帯保証人ふたりと保証金5万円を提供できる人（保証人は独立の生計を営む成年者で、確実な所得か資産があること。ひとりは市内に住んでいること）
委託手数料／受持ち件数や集金率によって異るが、月約4万円ていど。
受付け期限／7月5日（土）
提出先・問合せ先／水道局総務課（基町9—32　電話21—4211）

水泳学校参加者

水泳の基礎的な技能を養い、心身の健全な発達とともに、安全水泳に対する心得と方法を身につけてもらうため、水泳学校が開かれます。参加希望者はお申し込みください。
とき／7月26日（土）～8月5日（火）。ただし、7月31日（木）は休みます。
募集人員／700名。定員になりしだい締め切る
資格／小学校5年生以上の健康な人
受付け期日／7月1日～7月4日午後1時～同4時
申込み方法／所定の申込み用紙に記入し、授業料800円を添えて申し込む。
申込み・問合せ先／市教育委員会保健体育課内　広島市水泳学校（国泰寺町一丁目6—34　電話45—2111 内線401）

自衛艦の体験航海参加者

とき／7月13日（日）午後1時30分～同4時（雨天の場合は中止する）
ところ／広島港1万トン岸壁から乗船
資格／中学生以上（ただし、小学生以下でも父兄同伴であればさしつかえありません）
申込み方法／15円切手を同封し、住所、氏名学校名（職業）、学生（年齢）を明記のうえ「体験航海」と朱書して申し込んでください
先着1,000名の人に、折り返えし招待券を送ります。申込みは、ひとり1枚に限ります。
申込み・問合せ先／広島祭委員会（国泰寺町一丁目6—34　市役所観光課内　電話45—2111 内線347）

勤労青少年の生活実態調査に協力を

市では勤労青少年実態調査を7月10日から7月31日まで行ないます。この調査は、市内に勤務する15歳から25歳までの勤労青少年を対象に、任意に1,200人を抽出して、余暇活動や青少年関係施設の利用状況、生きがい、悩みなどをくわしく調べ、こんごの青少年対策の推進や青少年施設の整備計画に役だてようとするもの※

この調査は、あくまで広島市における勤労青少年の生活実態を全体的におしはかるものですから、後日ごめいわくがかかるようなことは絶対にありません※

調査員（大学生）がうかがいましたら調査の趣旨をおくみとりいただき、ご協力くださるようお願いします。

くわしいことは、市役所青少年福祉課（電話45—2111 内線293）へどうぞ。

一日巡回相談所を開設

7月4日に段原集会所で

福祉事務所では、一日巡回相談所を開設します。いろいろな問題でお困りの人は、気軽にお出かけください。相談内容がもれるようなことは絶対にありません。
とき／7月4日（金）午前10時～午後4時
ところ／段原集会所（松川町　電車比治山線大畑町下車、食糧会館西へ 100㍍）
相談内容／家庭生活、結婚や男女問題、就職身上相談など。
料金／不要

くわしいことは、福祉事務所庶務課（電話45—2111 内線681）へおたずねください。

計量器の定期検査を

7月の日程と場所

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから、必ずお受けください。検査は雨天でも行ないます。7月の日程と場所はつぎのとおりです。

◇7月1日＝吉島公園◇2日＝中島小◇3日＝市中央卸売市場◇4日＝千田小◇7日＝市計量検査所◇8・9日＝竹屋小◇10日＝平塚公園◇14日＝市計量検査所◇15日＝平塚公園◇16・17日＝袋町小◇18日＝大手町第一公園◇21日＝市計量検査所◇22・23日＝基町保育園◇24日＝白島小◇25・29日＝鯉町小◇30日＝似島出張所

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から同3時30分までです

該当者はお申し出を

旧大久野島ガス工場従事者

県では、旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所（大久野島ガス工場）の従事者に対して、ことし4月から、無料健康診断を実施し、受診者に健康手帳を交付することになりました。

該当者は、「旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所従事者に関する届」を至急、県知事あてに提出してください。

手続きなどくわしいことは、県衛生部予防課（電話28—2111 内線546）へおたずねください。

固定資産税
都市計画税
国民年金保険料
（2期分）
納付期限
7月31日

ユース・ホステルのプールのご利用を

ユース・ホステルでは、6月21日にプールを開きを行ないました。このプールは、市民のみなさんにも開放していますので、どしどしご利用ください。
ところ／牛田町神田山ユース・ホステル
使用時間／午前10時から午後4時まで。（宿泊者だけ午後3時から午後8時まで）
料金／50円（おとな、子どもの区別はない）

広島市政と市民

清掃事業にみなさんのご理解を

特集号 No 314

急激にふえるゴミの量

清掃事業をいっそう充実

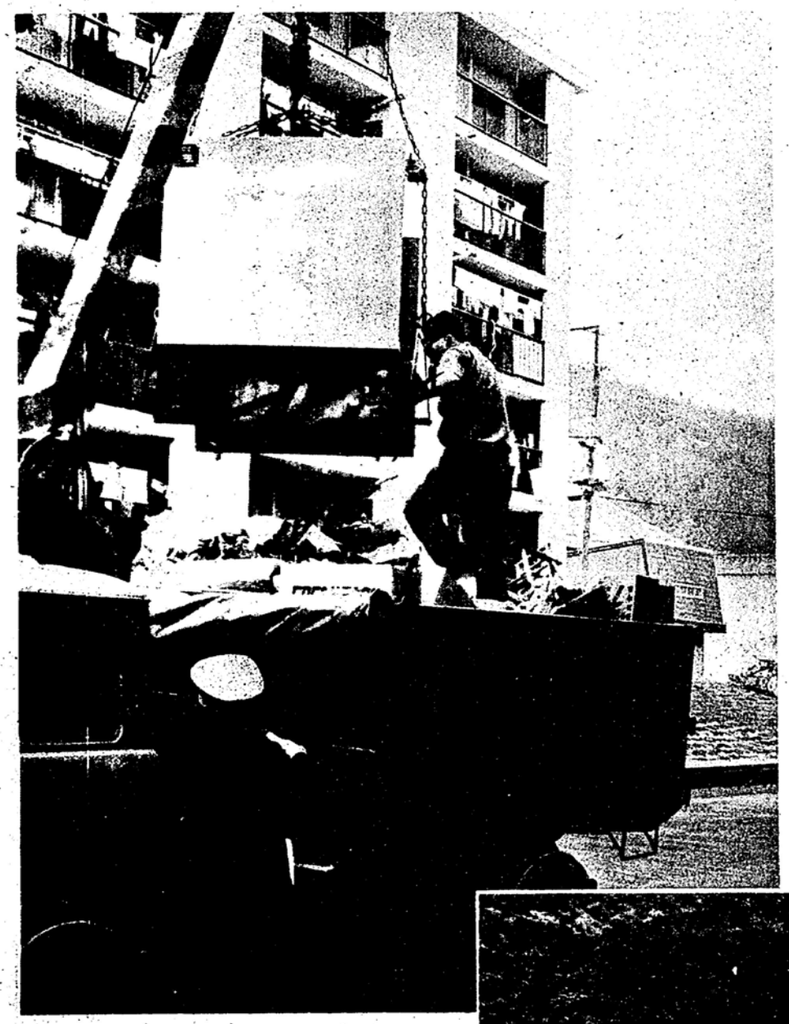

最近における人口の、都市部やその周辺部への集中、それに加えて産業活動のめざましい変動などは、清掃事業に対して少なからず影響を与えていることは否めない事実です。もともと清掃事業とは、人間個人が営む生活や人間社会の活動の結果、不要物として排出される残りかすを完全に、そして、すみやかに取りのぞき、衛生的に処分することです。残りかすとは、言うまでもなくシ尿とゴミです。

とくに、ゴミ処理の問題は、消費生活の向上とともに、排出量が増大してくるという性格をもっているだけに、時代に即応した施策を実施しなければなりません。この号では、清掃事業のうち、ゴミ処理問題に焦点をあて、都市におけるゴミを考えてゆきたいと思います。（写真上はふじハイツでゴミ収集を行なうクレーン車下は戸坂町流谷におけるゴミの堆立て作業）

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45—2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和44年7月5日

急がれる処理体制の確立

全世帯に週2回取りを

7月から実施

まず、下の図をごらんください。これは、最近五年間の広島市のゴミのふえかたと人口のふえかたを昭和三十八年度を一〇〇として比較したものです。これによれば、人口は最近五年間で一一%ていどしかふえていないにもかかわらずゴミのふえかたは約二倍半と、急激な伸びを示しています。これには土砂、ガレキが含まれておりませんが、これらを加えたものを比較して見ますと、昭和四十三年度では、ゴミの量は、五年前に比べて約四倍半も増加したことになりその急激な増加には驚くべきものがあります。

これらは、経済の発展に伴う生活水準の向上が原因したものですが、このように多量に出てくるゴミは、いずれにしても始末しなくてはなりません。つまり、わたしたちの生活が続くかぎり必ずゴミは排出されるもので、したがって生活を営んでいるかぎり、このゴミの始末をして行かなくてはならないというわけです。

この結果、快適な市民生活の環境を保つためには、日々排出されるゴミをどのようにして、衛生的に効率よく収集・処理し、始末してしまうかという問題が、市民生活の宿命としてつきまとうことになるのです。

× × ×

さて、市民のみなさんが排出されるゴミは、焼却場まで運んで焼いてしまうか、埋立地へ運んで土とゴミを交互に重ねるサンドイッチ方式というやりかたで埋め立てるかのいずれかで処理します。

近代的な機械化収集を

つぎに、問題になるのがゴミ収集です。文明社会の急速な発展に伴って、ゴミ収集の方法も変わって行くのは当然のことです。

ゴミ容器もここ数年のうちに、ミカン箱などからコンクリート容器へ、そして、ポリ容器や袋へと衛生的で能率的な収集ができるものに変わってきています。ところが、住宅問題を解消するために、中高層住宅がつぎつぎと建設されるようになってから、ダストシュートのゴミ収集が問題になってきました。ダストシュートは、ご存知のように、中高層住宅に住まれている人には便利なものです。投げ入れ口からゴミを捨ててしまえば、あとは無関心になりがちですが、これにも問題があります。暖かくなると、ダストシュートはハエやゴキブリの絶好のすみかになり、また、いやな臭いも発生します。さらに、ゴミ収集もダストシュート一か所に、少なくとも十五分から三十分はかかります。そして、清掃職員が腰をかがめて、直接、手でゴミに触れながら収集するというきわめて非文化的、非衛生的な収集方法をとっており、これは、近代的なビル住宅と皮肉な対照を形づくっています。

そこで、清掃部では、全市一〇〇%の世帯を対象にして、ゴミの週二回取り収集を実施するための一番理想的な処理方法は焼却処理ですが、これまでに説明したように、ゴミの中には燃えないゴミもあり、また、焼却処理をしたあとの灰の始末もたいへんなことで最終的には埋め立てなければなりません。そのような理由で、埋立地はどうしても必要になります。

いまのところ、広島市は、ゴミを戸坂町流谷埋立地へ、土砂、ガレキを安芸郡坂町の埋立地へ搬入処分するようにしていますが、これらの寿命もあと数年しかないという状態なので、早急につぎの埋立地を確保しなければなりません。

そこで、市役所清掃部では、燃えるゴミを完全に焼き捨てるための新式焼却場の新設と埋立て処理のための用地の確保を処理体制確立のもっとも大きな目標として努力しています。いまのところ、焼却場は西部地区へ、埋立地は三滝方面を候補地として手続きを進めていますがこんごの発展を予測して考えますとさらに、新しい焼却場や埋立地が必要で、長期の見とおしをもった計画を立てなければならない段階にはいっています。とりあえずは、埋立地をもっと多く確保することが、欠かせない条件という結論になっています。

清掃部では、ゴミ処理を能率化し、市民のみなさんの家庭環境をきれいにするため、昨年度は約十一万世帯（全世帯の七〇%）を対象にして、ゴミの週二回取りを実施しました。ことしの七月から、さらに、残りの三〇%の世帯も含めて、一〇〇%、十六万四千世帯を対象にして、ゴミの週二回取りを家施することになりました。

このゴミの週二回取りというのは、一週間にゴミを二回収集することですが、この収集方法を採用すれば、昆虫、とくに、ハエの発生を防ぐことができ、ゴミのくさるのも防げるということで、衛生上たいへん有効です。そのうえ、清掃職員の労働条件があるていど軽くなることに伴い、作業能率が向上するということにもなります。

この結果、広島市のゴミ収集体制も全国主要都市の水準になり、こんごの社会状態の進みかたに合った収集方法の手がかりを得たということになります。

このたびのゴミの週二回取りはその前提として、①いままでのコンクリート製容器は廃止すること②中高層住宅のダストシュートのゴミのかき出し作業はやめること③できるだけゴミ収集作業を機械化すること――の三つを決め、市民のみなさんのご協力を求めてきました。

幸い、昨年度は、多数の市民のみなさんの深いご理解とご協力を得ることができて、順調に週二回取りに切り替えることができました。

市としても、これに力を得て、今年度は八台の収集車（うち、クレーン車が五台）を増強し、ダストボックスも四百八十五個ふやして、ゴミの収集体制の近代化をはかり、より充実した清掃事業を展開しようとしています。

人口増加率とゴミ量増加率との比較表

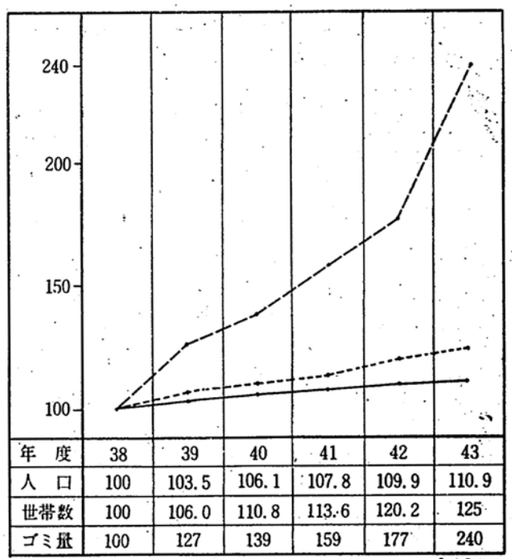

年度	38	39	40	41	42	43
人口	100	103.5	106.1	107.8	109.9	110.9
世帯数	100	106.0	110.8	113.6	120.2	125
ゴミ量	100	127	139	159	177	240

（注）38年度指数を100とする。
ゴミ量には、土砂、ガレキは含まない。

市民のみなさんのご協力を

都市生活を快適に過していただくためには、都市生活にまつわる約束や秩序をおたがいに守り合うことが必要ですこれから説明することは、社会全体の問題であると同時にひとりひとりが責任をもって始末するという考えかたがなければ達成できるものではありません。

原則的な例をあげれば、一般家庭から出されるゴミは、決められた収集地点まで正しく運び出していただくこと、営業上のゴミは自分の手で埋立地へ運び込むことなどです

このようなゴミを始末することの基本を決めているものに「清掃法」という法律があります。その第六条では、ゴミを出す人の義務として、ゴミを自分で始末できる人は自分で始末すること、市町村の行なうゴミ収集には協力するよう努めることなどをうたっています。したがって、このような市民のみなさんの自覚と協力があってこそ、ゴミ収集事業も、初めて円滑な運営ができるといえましょう。

ゴミの水切りを

台所から出るゴミは、あみ状のコーナーやザルなどでじゅうぶん水を切ってください。広島市のゴミは、水を含む率（含水率）がたいへん高く、全国都市平均の含水率約四〇%に対して、広島市は二〇%も高い六〇%もの率を示しています。このため、ゴミを焼いて処理するために余分な燃料を使っているのが実情で、それだけムダな税金をついやしていることになるわけです。ですから、台所のゴミをビニール袋などの、水をとおさない袋に入れるときは、袋の底の片すみを切って、ゴミの水分をなくしてください。それに、水気の多いゴミを容器に移しかえるときは、新聞紙などで包んでください。

台所のゴミはよく水を切ってください

ゴミの減量を

フロのかまなどで焼けるようなゴミは、なるべく焼いてください しかし、そのようなゴミも、都市の美観をそこなわないために、道路や緑地帯では焼かないようにしてください。

また、あきカン、古紙など、クズ屋で引き取ってくれるものは、町内会などでまとめて売るような方法をとってください。貴重な社会資源はぜひ再生したいものです

容器をきれいに

ゴミ容器は内側だけでなく、外側もきたないものですから、容器に入れる必要があります。しかし、容器が汚れたままのものであったらなんのためのゴミ容器なのかわかりません。きたないものを入れる容器であればこそ、よりきれいにしなくてはならないのではないでしょうか。あなたのきれいなゴミ容器に接したとき、清掃職員は、気持ちよく、笑顔でゴミの収集にたずさわることでしょう。

また、容器に入れるとき、紙や袋に包むこと、底に二、三枚の新聞紙を敷くことも忘れないでください。ゴミを容器から収集車へ移しかえるのが容易になるほか、容器のこわれる率が少なくなりますそれに、容器を洗う手間もはぶけるというもので、すべての面で効果的です。

容器は定めた場所へ

ゴミの収集日には、定められた場所へ、交通のじゃまにならないようにきちんと容器を出してください。このようなゴミ収集の方法を定点収集といって、収集能率が向上できますので、ほとんどの都市が採用しているやりかたです。

いっぽう、ゴミを収集したあとは、隣り近所にめいわくをかけないため、早くゴミ容器を自分で持ちかえるようにひとりひとりが協力してください。

容器の改善を

コンクリートのゴミ箱を使っている人は、この際、持ち運びが簡単にできる容器、たとえば、ポリ容器や袋などを使うようにしてください。一般家庭のコンクリートのゴミ箱のゴミ収集はできませんのでご承知ください。

また、共働きをしておられる人は、袋で出されたほうが便利ですセメント袋のような厚い袋（パック方式）で、しかも、ゴミを出されるときは、汚液がもれないようによく水を切り、紙に包んだうえで袋に入れて出してください。このとき、袋の口をヒモなどで必ずしばることを忘れないでください

コンクリートのゴミ箱を改めてポリ容器に

ダストボックスの正しい使用を

このダストボックスは、約二十世帯の割合いで一個ずつ置きますしたがって、これを使う人は限られていますので、指定された団地内の人だけ使ってください。団地用のボックスを使われるときは、①竹、木ぎれなど、長いものは約三十センチぐらいに短かく切って入れること②ゴミはボックスのそばに置かないで、必ず中に入れること③週二回収集しますから、ゴミがいっぱいになっておれば、収集車がくるまで待って、そのゴミを出すこと④ボックスの中やボックスのそばでゴミを燃やさないこと――などに心がけてください

紙袋などにゴミを入れてダストボックスへ

ゴミの中の火気に注意を

昨年の暮からことしの初めにかけて、ゴミ焼却場やゴミ埋立地で小さな火事が発生しました。原因を調べてみますと、みなさんが出されたゴミの中に火の気の残った灰があり、それから出火したということがわかりました。ゴミの火事は、ゴミの中へ火が潜るとなかなか消えません。ことに、埋立地では潜った火が半年も燃え続けた例がいくつもあるくらいですから灰などを出されるときは、よく消火して火の気のないことを確かめてください。

都市美化はわたくしたちの手で

広島市では、昭和37年から「わたくしたちの町をきれいにしましょう」と呼びかけた「都市美化運動」を、市民のみなさんと市がいったいになって、精力的に進めてきました。ご存知のように、広島市は、国際平和文化都市として、また、全世界の人々の平和のメッカとしてこのヒロシマを訪れる内外の観光客の数は年々増加しています。そうしたヒロシマに住むわたくしたち広島市民としては、当然、町を美しくする役割りを担っていると言っても過言ではないでしょう。

この都市美化にも方法はいろいろありますが、清掃部の分担すべきゴミの問題も、その重要なポイントになっています。たとえば、ゴミの不法投棄を例にあげますと、昭和43年度に、市清掃部が川やあき地などに捨てられたゴミを収集した量が1日当りなんと31トン（6トンダンプ約5台分）もありました。この事実は、都市美化に対する市民意識はまだまだじゅうぶんでなく、これから向上して行かなければならないことを示しているのではないでしょうか。

六つの川を美しく

都市の特徴を冠して「○○の都△△」とよく言いますが、広島市は昔から「水の都広島」と呼ばれ六本の流れを持つ太田川の清流は市民の誇りにしていたものです。ところが、近ごろ川の中へゴミを投げ捨てたり、川原でゴミを焼いたりする人がふえて、水泳ができないくらい汚れてきています。

清掃部では、河川清掃船「すみよし丸」を千二百万円で購入して川に捨てられたゴミの収集に力を入れたり、川岸にダストボックスを置いたりして、不法投棄を防いでいます。しかし、川の中のゴミ収集は、陸上のゴミ収集に比べて約三倍の経費が必要です。

とくに、汚れのひどい川は、天満川、猿猴川本川上流などですが、要は、みなさんで川を美しくするために力をあわせて行くことが肝心です。そうしないと、いつまでたっても、もとの清流をたたえた川になることはほど遠いでしょう。

もとの清流を早く取りもどしたいものです

不法投棄はやめましょう

市内の公園、緑地帯、あき地、未整備の道路などへ、ゴミが不法に捨てられ、美観をそこねている光景にしばしば接することがあります。これらの処理のために、清掃部では、ショベルローダーやダンプ車で特別に編成した清掃処理班を設置しているほか、あき地などにダストボックスを置き、さらに、常時清掃パトロールを行なって、予防策をこうじています。しかし、それでも不法投棄があとを絶つまでにはいたっておりません。

これまでの調査では、建築や建築材料を扱う業者、土木関連業者運送業者、自動車関連業者、材木業者、食品店など、営業に関係した不法投棄が多いということですそして、不法投棄の様相もダンプ車などを使った大がかりなものになり、数か所に集中して多量な投棄が行なわれているのが現状です。

これらの不法投棄は、町の美化推進に逆行するものであることは明らかなことですが、これをなくするには、やはり、市民のみなさんの協力がなければなりません。

清掃部としては、市民のみなさんの協力のもとに、監視の目をいっそう強める方針です。

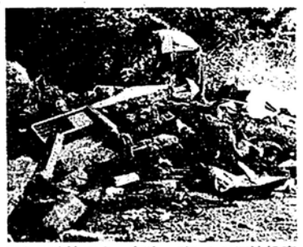

これは違法です＝土砂、ガレキの不法投棄

あき地はつねに清潔に

あき地を持っている人や、あき地を使っている人は、へいやサクなどの整備をしないと、ゴミを不法に捨てられる原因にもなり、近所のみなさんがめいわくされますしたがって、清掃部では、不潔になっているあき地を見つけしだい占有者や管理者に対して、清潔にするよう呼びかけ、その後、清潔にされたかどうか、管理はじゅうぶんかどうか――などを監視し、指導に当たっています。

ひとりひとりが協力を

家庭の環境をきれいにするために、そして、公園や川を清潔に保つためには、わたしたちひとりひとりが留意しなければ実現できるものではありません。「都市美化はわたしたちの手で」――このスローガンもそうした意味をもっています。まずあなたが考え、あなたがくふうして、あなたが協力して行かなければ、スムーズに運営されないのが清掃事業です。

国際平和文化都市、そして、美しい町広島は、このような市民のみなさんのご協力とご理解による清掃事業の円滑な運営と都市美化運動の強力な推進が基盤になって初めて実現します。

多量排出者は処理に注意を

営業によって出てくるゴミは、市長が許可したゴミ収集業者に収集を依頼するか、清掃部業務第二課で処分許可を受けて、市が指定する埋立地へ自分で運ぶ方法をとらなければなりません。

自己搬入をするときは、埋立地へいたる沿道の市民のみなさんのめいわくを考え、搬入する途中でゴミを落したり、飛ばしたりしないように、荷箱にシートをかけるとか、ホロのある車を使うとか、じゅうぶん気をくばってください

このような処置は、市民のみなさんの衛生を守るための基本的な原則なのですから、市民としての義務であると心得てください。

ダストボックスの使用を正しく

川岸やあき地などに、緑色（ターコイズ・グリーン）の金属製の箱が設置されているのをよくごらんになると思いますが、これがダストボックスです。このダストボックスは、ゴミが不法に捨てられるのを防いでいますが、新しい問題として、ボックスのそばにたくさんのゴミが捨てられ、これが散乱したり、山積みになったりしてかえって町の美観をそこなうということが起こっています。

ボックスに捨てるゴミは、たとえば、一般家庭でお客さんをたくさん呼んだため、一時的に多くのゴミが出たというように、定時ゴミ収集期日まで待てないゴミに限ります。

こんご、ダストボックスの外に捨てられたゴミは、不法投棄とみなして、捨てた人には清掃法の罰則を適用する方針です。

すいガラ入れなどの使用を正しく

市内の電車やバスのおもな停留所には、ゴミ容器とタバコの吸いガラ入れが置いてあります。小さなゴミや吸いガラは、この容器や吸いガラ入れを利用してください

停留所へ置いてあるこれらのゴミ容器には、タバコの吸いガラや家庭から出るゴミを決して入れないようにしてください。

また、おもな町かどや横断歩道にタバコの吸いガラ入れが立っています。これも、都市美化を進めるために設置されたものですが、吸いガラ以外のものが入れてあって、美観をそこねている光景によく出あいますが、これも、吸いガラだけを入れ、正しく利用されるよう心がけてください。

広島市政と市民

市民ダイヤル
43−6783
43−0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください

特集号 No 315

敬老年金を改正

年額5,000円に増額し、一括支給

満85歳以上のおとしよりへ支給されている敬老年金は、ことしから1,000円増額して、年額5,000円支給されることになりました。

改正のあらましは、つぎのとおりです。

■受給資格／①満85歳以上で、市内に2年以上住んでいる人②市が市外の老人ホームや救護施設に収容した人で、市内居住期間と諸施設の収容期間が合わせて2年以上になる満85歳以上の人

■年額／5,000円

■支給基準日／8月1日

■支給回数と支給日／年1回、毎年8月1日現在の有資格者に対して、9月15日の敬老の日に支給する。毎年8月2日以降に新たに資格が生じた人に対しては、翌年の9月15日に支給する。

■支給方法／受給者宅へ小切手送金（市外の老人ホームか救護院の諸施設に措置されている人へは現金書留で送金する）

敬老年金は申請制度になっていますから、新たに受給資格が生じた人は、本人か家族の人が市役所福利課か地元の各出張所へ印鑑を持参して、申請手続きを取ってください。

くわしいことは、市役所福利課（電話45−2111 内線690）へお問い合わせください。

「愛犬交換会」へどうぞ

7月13日に

愛犬交換会は犬の正しい飼いかたや捨て犬の防止、野犬のぼく滅を目的にして行なっているもので、犬を飼いたい人、犬がいらなくなった人が集まり、おたがいに交換する催しです。しかし、交換する犬を飼っていない人でも、この交換会へおいでになり、好きな犬がおれば引き取って飼うことができます。交換できる犬は生後2か月以上ですが、生まれてまもない子犬でも引き取ります。

当日は犬の登録、狂犬病予防注射、犬の無料健康診断、避妊手術相談、飼犬相談なども行ないます。

とき／7月13日（日）午後1時から午後4時まで。

ところ／市飼犬管理事務所（富士見町11−27 東保健所構内）

「市民交通安全の日」に

毎月1日・10日・20日を

市交通対策協議会では、毎月1日・10日・20日を「市民交通安全の日」に決めました。一歩家の外に出ると交通事故にあう危険につきまとわれていると言っても過言ではないのが今日の実情です。言いかえれば、交通事故はもう人ごとではなくなくなっているといえましょう。

このような最近の状態においては、わたくしたちひとりひとりが、つねに「交通安全」の意識を持ち、そのうえに立って行動しなければなりません。りっぱな交通安全施設をつくったり、交通環境をよくしたり、また、悪質者に対する取締りをきびしくしたりしても、わたくしたちが自分のこととして、決められた交通ルールを守るというしっかりした考えで対処しなければ、交通事故ゼロの効果はあがるものではありません。

このような主旨から、「市民交通安全の日」が決められたもので、この日は、終日、市民総ぐるみで交通事故にあわない、起こさないという実践活動の日として、わたくしたちの周囲から、交通事故を追放するよう努めてください。そのためには、まず、家族全員で正しい交通の決まりを話し合う「交通安全家族会議」を開き、どのように実践して行けばよいか、おたがいに語り合い、そして実行してください。

募集

ミス広島

資格／学歴が高卒以上で、昭和44年8月1日現在、満18歳以上25歳未満の未婚の女性

応募範囲／①広島市内かその近郊に在住する人②市内に通勤しているかそれと同様の状態にある人。

応募方法／①本人か推せん者が、所定の申込書に必要事項を記入し、昭和44年5月1日以降の写真（上半身手札型）2枚を添えて申し込んでください②募集要項と申込書は市観光協会事務局にあります。

申込み先／市観光協会（大手町一丁目10−2 平和記念公園レストハウス内 郵便番号730 電話番号47−6738）

選出／ミス広島3名

締切りと審査／44年7月20日（日）締切り 7月下旬審査

国家公務員

■皇宮護衛官

受験資格／昭和21年4月2日から同27年4月1日までに生まれた男子（学歴は問わない）

申込み先／人事院中国事務局（上八丁堀6−82 電話21−3748）

受付け期限／7月25日（金）

■刑務官

受験資格／昭和15年4月2日から同27年4月1日までに生まれた男子（学歴は問わない）

申込み先／法務省広島矯正管区（吉島町11−14 電話41−4271）

広島市職員

区分	職種	採用予定人員	受験資格	受付け期限と試験日
初級	一般行政	男子約二十名 女子約十名	日本国籍を有する男子で大学（短期大学、大学院をのぞく）の学部を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日（一般行政は昭和十七年四月二日）以降に生まれた人	七月二十九日（火）
中級	土木・建築	男子各若干名	日本国籍を有する男子で、短期大学か高等専門学校を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日以降に生まれた人	七月二十九日（火）
上級	一般行政	男子約二十名	日本国籍を有する男子で大学（短期大学、大学院をのぞく）の学部を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日（一般行政は昭和十七年四月二日）以降に生まれた人	七月二十九日（火）
上級	土木・建築 機械・電気 応用化学	男子各若干名	日本国籍を有する男子で、高等学校を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日以降に生まれた人（女子は昭和四十五年三月卒業見込みの人に限る）	八月三日（日）
上級	土木・建築 衛生検査	男子各若干名	日本国籍を有する男子で、高等学校を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日以降に生まれた人（女子は昭和四十一年四月二日以降に生まれた人で昭和二十年四月二日以降に生まれた人で昭和四十五年三月卒業見込みの人に限る）	八月三日（日）
上級	土木・建築 機械・電気 応用化学	男子各若干名	日本国籍を有する男子で大学（短期大学、大学院をのぞく）の学部を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日（一般行政は昭和十七年四月二日）以降に生まれた人	八月三日（日）
上級	一般行政	男子約五十名 女子約十名	日本国籍を有する男子で大学（短期大学、大学院をのぞく）の学部を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日（一般行政は昭和十七年四月二日）以降に生まれた人	八月五日（火）
上級	土木・建築 衛生検査	男子各若干名	日本国籍を有する男子で、高等学校を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日以降に生まれた人	八月五日（火）
上級	土木・建築 機械・電気 応用化学	男子各若干名	日本国籍を有する男子で大学（短期大学、大学院をのぞく）の学部を昭和四十五年三月に卒業する見込みの人、または、卒業した人で昭和十九年四月二日（一般行政は昭和十七年四月二日）以降に生まれた人	八月十日（日）

このほか、手続きなどくわしいことは、市役所人事課（電話45−2111内線243・524）へお問い合わせください。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45−2111） 印刷／株式会社文化社 発行日／昭和44年7月8日

利用案内

生活資金の貸し付けを

東・西公益質屋

低所得世帯に対して生活つなぎ資金を貸し付け、一時的に生活を救済する目的で、市では公益質屋を設けています。この公益質屋は利率、貸し付け期間、流質物の処分など、あらゆる面で公益的な立場から運営されていますので、つぎの点をご理解のうえ、ご利用ください。

所在地／東公益質屋＝稲荷町4−18 西公益質屋＝天満町19−11

利用方法／市内に居住することが証明できるもの（たとえば、米穀通帳など）を持参すれば、どなたでも利用できます。

貸付け金額／1口2万円以下 1世帯5万円以下

利率／月3分（16日未満は1分5厘）

貸付け期間／4か月間

営業時間／平日＝午前11時から午後8時まで 日曜日＝午前8時30分から午後12時30分（月曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日までと8月6日は休業）

■利用上の注意■

利用される人は各自の生活能力に応じた返済計画を立てたうえでご利用ください。無理な貸付けを受けますと返済が困難になり、結局たいせつな質物を流質させることになります。また、レジャーなどのために多額な貸付けを受けられることは、生活のために公益質屋を利用しなければならない人の貸付けわくを圧迫し、公益質屋の設置主旨に反することになりますので、じゅうぶんご注意ください

食品・流通貸し付けを

国民金融公庫の新制度

国民金融公庫では、中小企業者に対して、新たに「生鮮食料品等小売業近代化資金貸付け」（通称食品貸付け）と「流通近代化資金貸付け」（通称流通貸付け）の取扱いを始めています。関係業者のご利用をおすすめします。

■食品貸し付け

貸付けの対象／①青果・魚介類・米穀・酒類乳類の各小売業、パン・めん類・とうふ・水産練成品・漬物・つくだ煮・煮豆・菓子・冷菓の各製造小売業と総合食料品小売業を営んでいて、資本金1,000万円以下の会社か従業員50人以下の個人か会社②協同組合、商工組合なども一定の条件のもとで利用できます。

貸付け条件／①最高限度＝1,000万円②使途＝ほとんどすべての設備③利息＝年8分2厘7分7厘、6分5厘の3本立て④期間＝10年以内⑤担保＝300万円以内は原則として不要

■流通貸し付け

セルフサービス店などに最高600万円まで貸し付けます。

取扱いに当たっては若干の制限がありますので、くわしいことは市役所商工相談課（電話45−2111 内線337・605）か国民金融公庫広島支店（電話41−2231）へお問い合わせください。

教養講座や相談などを

社会福祉協議会の事業を

市社会福祉協議会では、社会福祉センターを利用して、つぎのような諸事業を行なっています。社会福祉協議会は市民のみなさんの日常生活に密着した活動をとおして、市民生活がより向上することを願っており、みなさんのご利用をお待ちしています。

■各種教室■

これは、身体障害者、母子家庭、低所得者を対象にしたもので、つぎのような要領で行なっています。

孔版（毎週水曜日）、洋裁（毎週月曜日）和文タイプ（毎週金曜日）、編物（毎週土曜日）、ろうあ者料理（毎週木曜日）、盲人料理（毎月5日か20日）

これらの教室は、受講料は不要ですが、材料費などは受講者に負担していただきます。また、開講時間は、盲人料理が午前9時から12時まで、そのほかは午後6時から午後8時までです。

■相談■

心配ごと相談／毎週水曜日午前9時から午後4時まで。生活上のあらゆる心配ごとや困りごとの相談とお世話をします。

結婚相談／毎週日曜日と金曜日の午前9時から午後4時まで。結婚相談や結婚申込みなどのお世話をします。

両相談とも相談料は不要で、秘密を守り、他へもれることは絶対ありません。

■世帯更生資金の貸し付け■

貸付金の種類／生業資金 住宅補修資金 療養資金 修学資金（高校生） その他

対象者／生活保護法による生活保護を受けるおそれのある生活困窮世帯（母子世帯には母子福祉資金の貸付けがあるので対象にならない）

申込み方法／貸付けを受けたい人は、もよりの民生委員か社会福祉協議会事務局（社会福祉センター内 電話41−9574）へお問い合わせください。

■まごころ銀行■

民間有志のあたたかい自発的な善意を社会に役だたせて、明るい社会をつくるために現金、物品、技術、労力など、どんな種類の善意でも、どんなささやかな物でもお預りしています。

以上が社会福祉協議会の行なっている事業ですが、くわしいことは、社会福祉協議会事務局（社会福祉センター内 電話41−9574）へおたずねください。

退職金共済制度へご加入を

中小企業就労者に便利

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働いている人が安心していつまでも働き、企業もますます発展するようにと、国によって設けられた制度です。

加入の範囲／常用の従業員300人（商業・サービス業などは50人）以下の事業所に限る。

申込み方法／申込書に申込金（掛金1か月分）を添えて、もよりの金融機関の窓口で申し込んでください。申込み用紙は金融機関の窓口に用意してあります。

掛金の払込み／掛金は事業主の負担で、毎月末日までに金融機関に払い込んでください。

退職金の支払い／退職金は従業員が退職したとき、直接その従業員に支払われます（従業員が死亡したときは、その遺族に支払われます）

くわしいことは、県労政課、労政事務所、もよりの金融機関へおたずねください。

人権擁護委員が決まる

昭和44年度の人権擁護委員がつぎのとおり決定しました。名誉のき損や差別など、いろいろな基本的人権擁護のための相談を受け付けていますのでご利用ください。

秋山光明（三滝町421） 菅尾真登（西蟹屋町446の5） 田中信夫（南千田町9−5） 畑博之（南千田町1−21） 角田俊次郎（上幟町4−6） 名柄正之（基町県営アパート3の13） 中田幸子（皆実町一丁目8−7） 桧垣満（己斐町2539の8） 藤野孝子（庚午北三丁目15−16） 村上ヤスエ（旭町1668） 宗政 美三（白島九軒町6−13） 山本 二郎（東白島町7−9）

郵便切手発売機を設置

郵政局では、窓口取扱い時間外に郵便切手やハガキを購入される人たちへのご便宜をはかるため、市内のおもな郵便局に郵便切手類自動発売機を設置しています。

この発売機は、昼夜を問わず、いつでも自由に利用できますから、手軽にご利用ください。

発売機は、つぎの場所に設置してあります△中央郵便局△十日市郵便局△立町郵便局△鷹野橋郵便局

特別相談のご利用を

市役所公聴課では、専門家による特別相談室を設けています。

◇月曜日＝法律相談◇火曜日＝家事相談◇水曜日＝人権相談◇木曜日＝交通事故相談◇金曜日＝国の行政、土地・建物の相談

これらの相談は、いずれも午後1時から同4時まで行なっています。ご遠慮なくご利用ください。

6月30日付けで発行した「段原地区再開発事業のあらまし」の特集号において1面構想模型図の写真が上下逆になっていました。おわびします。